

令和 6 年 第 4 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 6 年 4 月 10 日（水）

午後 4 時 00 分から午後 5 時 06 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	欠	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	欠番
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

吉富 訓生

農地利用最適化推進委員

なし

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 4 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 14 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について

日程第 5 議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 8 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の一部取消について

日程第 9 議案第 19 号 農地・非農地の判断について

日程第 10 議案第 20 号 荒廃農地の農地・非農地の判断について

日程第 11 議案第 21 号 農地法第 52 条第 1 項の規定による農地賃借料情報の提供について

開 会 (午後 4 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 それでは定刻になりましたので、令和 6 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名中 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れの所ご出席いただきありがとうございます。先ほど、お話をしました〇〇町の竹村寛治委員は 3 月 19 日に〇〇で亡くなりました。まだ 67 歳という若さだったので本当に無念だったと思います。残念に思っています。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

議 長 それでは、これより令和 6 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、6 番 河野公明委員、7 番 橋本孝博委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 13 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるよう

に説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	不知火 1	上田委員より
申請番号 2 番は、	不知火 3	早川委員より
申請番号 3 番は	松橋 3	田中委員より
申請番号 4 番から 6 番は、	12 番	北岡委員より
申請番号 7 番は、	13 番	本田委員より
申請番号 8 番は、	豊野 1	小田委員より

それぞれ説明を求めます。

上田推進委員

申請番号 1 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりで、経営規模拡大による売買です。譲渡人は高齢の為に売買するということで、一昨年迄は〇〇地区の方が小作人として耕作されておりましたが、昨年より辞められまして少し荒れかかっていた所に、もう手放すということで隣接する譲受人に相談した所、売買が成立したという事です。譲受人はまだ若く、〇〇地区を背負っていくような今からの人材ですので何ら問題ないかと思えます。よろしく願います。

早川推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人の関係は叔父甥の関係にあり、叔父から甥への贈与です。場所は〇〇町〇〇の〇〇地区です。〇〇の〇〇から〇〇方面に 1 km 行った所に〇〇の群生地があります。そこから山側に徒歩 5 分程の所です。現状はただ今樹木が生い茂り非常に荒廃している状況ですが、譲受人はまだ 30 代と若いことから 4, 5 年かけて開墾し柑橘を栽培するという事です。何の問題もないと考えます。ご審議よろしくお願いします。

田中推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。受人はこの農地の両脇に同じように農地を持っておられ、この間の〇反ちよいの農地が耕作される方がいらっしやらないという事なので、荒らすよりも自分が作った方がいいだろうという事で今回の売買になっております。何ら問題ないと思えますのでご審議よろしくお願い致します。

北岡委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。圃場には現在、柿が植えられておりまして渡人が耕作が大変になってきたという事で今回、売買という事になりました。引き続き柿を栽培される予定です。受人は農作業に従事する人数及び機械の所有状況からみて問題ないと考えられます。

引き続きまして申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。これも申請事由は経営規模拡大による売買です。ここも圃場には柿が植えられておりまして、ここは樹高が高くなりすぎましてなかなか管理が困難となりまして、伐採後にせんだんの苗木を育てる予定となっております。同じく農地取得後は問題ないと考えられます。

引き続きまして申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。ここも圃場には柿が植えられておりまして、受人は引き続き柿を栽培致します。また、受人の圃場と隣接していることから、今後は効率的な作業ができるものと考えられます。譲受人も農作業に従事する人数、機械の状況からみて問題ないと考えられますので、許可は可能と思われます。以上です。

本田委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は他人間の贈与です。譲受人は〇〇業を営む傍ら柿栽培もされており、遊休農地である畑取得後、柿を植えるという事です。譲渡人と譲受人の父親は友人関係ということで贈与になったということです。農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、許可は可能かと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

小田推進委員

申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、経営規模拡大による売買です。譲渡人は年齢が高齢になって作業できず、今でも受人がその土地を耕作していますのでそのまま耕作するという形です。受人は周辺でレンコンや南瓜を広範囲で作付けし経営されているので何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 8 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、申請番号 1 番から 8 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 13 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 8 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 14 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 14 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 14 号、農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について
農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会
の意見を求める。

令和 6 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

申請番号 1 番につきましては、この案件は、〇の〇〇〇〇工事に伴い、請負
業者である、〇〇建設が資材置き場、仮設事務所に一時転用する案件で、令和
〇年〇月に許可が出た案件になります。

当初計画では、工事期間が許可日から令和〇年〇月〇〇日までの 6 か月となっ
ておりましたが、工期の延長に伴い、令和〇年〇月〇〇日まで、2 か月間期間
を延長されたいとのことでの申請となっております。

周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたし
ます。以上です。

議 長

ただ今、審議番号 1 番について事務局より説明がありましたが、案件につい
て何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起
立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねし
ます。

（ 意見なし ）

議 長

意見も無いようですので、議案第 14 号について承認される方の挙手を求め
ます。

（ 委員挙手 ）

議 長

全員挙手です。よって議案第 14 号は、原案どおり承認することに決定され
ました。

議 長

日程第 5、議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上
程し、議題といたします。

議案第 15 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 15 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第
4 の 1 の（４）アの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

上村推進委員 時効取得ですね。

事務局 はい。以上です。

議 長 ほかにどなたかご意見はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 15 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 16 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長 申請番号 1 番は、 三角 2 松下委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、 8 番 山田委員より
申請番号 4 番は、 小川 4 河島委員より

それぞれ説明を求めます。

松下推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は私たち地区の下流にある〇〇〇〇の改修工事を〇が発注し〇〇がそれを入札でとられ、工事期間が 9 か月と長いため、工事事務所、駐車場、資材置場を借りたいとの申請事由です。この地は 2 年前も〇〇の〇〇工事申請許可を頂いてお

ります。公共性のある工事の為、何ら問題ないと思われます。検討お願いします。

山田委員

申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は宅地分譲という事で4区画の分譲地を建設するという事です。場所は〇〇の横に堤がありますがそのすぐ向かい側になります。排水同意とられております。隣接はございません。何ら問題はないかと思います。

続きまして申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は通路となっております。現在の通路が狭いという事で通路を広くするという事で少ない面積ですが広くするという事です。場所は〇〇の東側にあたります。これも何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

河島推進委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は〇〇の代表者が事業増加に伴い、駐車場不足を補うため土地を購入しその後〇〇へ貸し出すものです。〇〇は主に〇〇や〇〇などの事業を行う企業で、申請地は会社から近く、事業を行う上で大変便利な場所にあるということで場所を選定されたところです。資金計画書、隣接同意書、排水同意書及び貸借契約書等も添付されております。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、9か月の一時転用となり、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号2番及び3番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号4番は、幅4m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇〇〇小学校と〇〇保育園があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議 長

ただ今、申請番号1番から4番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

早川推進委員

はい。

議 長 早川推進委員お願いします。

早川推進委員 申請番号 3 番について質問したいのですが、〇, 〇㎡にしては高いと思うのですが、間違いではないでしょうか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 はい、この売買価格は〇〇万円という事で確認しました。以上です。

早川推進委員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

議 長 ほかにどなたか意見はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番から 4 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 16 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 4 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 17 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 17 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。
令和6年4月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。
以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しております総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

次の案件は委員の案件となります。議案の45ページから46ページまでの申請番号408番につきましては、〇〇委員の案件となりますので、後ほど審議します。

それでは、議案42ページから46ページの所有権移転の申請番号401番から407番及び409番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案の 42 ページから 46 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが5件で、売り渡すのが4件です。

面積は、9件中、田が37,733㎡、畑が2,380.51㎡であり、合計面積は40,113.51㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、申請番号401番から407番及び409番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、申請番号401番から407番及び409番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第17号の申請番号401番から407番及び409番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

つづきまして、申請番号408番は〇〇委員の案件になりますので、会議規則第12条の規定により、ここで退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長

それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

議 長

それでは、申請番号408番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、申請番号408番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 17 号の申請番号 408 番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、〇〇委員の入室を求めます。

(〇〇委員入室)

議 長 日程第 8、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の一部取消について」を上程し、議題といたします。

議案第 18 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 18 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の一部取消について

次のとおり農用地利用集積計画の一部取消について、審議を求める。

令和6年4月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により決定した農用地利用集積計画の一部取消しについて審議を求める。

続いて説明致します。

申請番号1番は、令和〇年〇月〇日の総会にて承認され、翌日〇〇日付けで公告した農業公社へ売渡す所有権移転の案件になります。

所有権移転の対象となる農地には〇〇〇が〇〇されており、所有権移転前までには〇〇〇〇〇が必要でしたが、〇〇〇〇の都合により〇〇〇の〇〇が完了せず、期限内に所有権移転ができなかったことから、農用地利用集積計画の一部取消を行うものです。

今回取消を行い、来月以降に同じ内容にて宇城市農地利用集積計画の議案として提出される見込みとなります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 18 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第18号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 9、議案第 19 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といた

します。

議案第 19 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 19 号、農地・非農地の判断について

宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

49 ページをご覧ください。申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地として判断しているところです。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

野田推進委員

はい。

議 長

野田推進委員をお願いします。

野田推進委員

こういった審議がなされる場合は、田畑が山林に地目変更という形になるわけでしょうか。

議 長

事務局をお願いします。

事務局

非農地判断をした後は、山林になると思われます。

野田推進委員

はい。

議 長

はい、野田推進委員をお願いします。

野田推進委員

山林として認められた場合は、地目変更は本人が法務局で登記をするのでしょうか。流れはどうなっているのでしょうか。

議 長

事務局をお願いします。

事務局 事務局よりお答えします。今回、皆さまにご審議頂いております本人から申請がありました非農地証明願いで山林若しくは原野等に変った場合は、本人宛に後日非農地証明をお渡しいたします。それを持たれまして、法務局に行って頂いて地目変更をして頂くことになります。よろしいでしょうか。

野田推進委員 はい、わかりました。

議 長 ほかにありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 19 号につきまして承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第19号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 10、議案第 20 号「荒廃農地の農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。
議案第 20 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 20 号、「荒廃農地の農地・非農地の判断について」
農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について、農業委員会の意見を求める。
令和 6 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法の運用について、第 4 の（3）に基づき、対象地が農地に該当するか否か農業委員会の判断が必要である。
議案の 50 ページになります。
農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について、説明致します。
非農地の取り扱いについては、農地利用状況調査等を基に「農地法の運用について」第 4 の（3）の規定により、非農地の判断をすることとされています。非農地の判断基準は、「同運用について」第 4 の（4）に、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地で、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はそれ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいず

れかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものと定められています。

今回、農業委員及び農地利用最適化推進委員において現地調査しました〇〇町の２筆、〇〇〇町７筆の面積合計 19,243 ㎡の土地については、現況が雑木等の立木や竹等が生育し「山林」の様相 をしており、「農地法の運用について」第４の（４）の基準に基づき「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上が議案第２０号の説明になりますが、続きまして非農地化についての説明をさせていただきます。

毎年夏頃に委員の皆様にご協力を頂いております利用状況調査等の結果を基に、再生利用が困難な農地と判断された農地を対象として、関係部局と協議を行い、その結果山林化している農地につきまして非農地化を進め、今回は３月に現地調査を行ったものについて議案に載せております。

次に今後についてですが、本日、非農地化が承認されましたならば農地所有者の方へ、近日中に非農地通知書を送付する予定です。併せまして関係機関である市税務課・農政課・法務局・県へ非農地通知一覧を送付し、事務局においては農地台帳の整理を行い、今後は非農地として取り扱うこととなりますので、農地法の規制の対象からは外れます。

その後、農業委員会事務局から法務局へ送付する非農地通知一覧を元に職権登記で山林等に地目変更される予定となっております。

以上で補足説明を終わります。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

中塘推進委員 はい。

議 長 中塘推進委員をお願いします。

中塘推進委員 今、説明頂きました非農地化の説明を聞いて思ったわけですが、中山間地においては今後、こういう土地が増えてくるんだろうと思います。平地においても判定のＢがある所があるんです。平地において例えばこういう、荒れている状態で非農地申請が出た場合、山林になっていくのでしょうか。質問です。

議 長 事務局をお願いします。

事務局 夏頃に行っております、利用状況調査等で山林化をしている所に対して、対象となりました所には地権者の皆さまにお知らせをする形で判断しております。地権者の方に非農地にしていいかを一度送付しまして、その後総会で諮る

ことになります。

中塘推進委員 それで、山林として認めることになったら山林になっていくのかあと。平地においても山林になるのかあとと思ひまして。

山本推進委員 はい。

議 長 山本推進委員、どうぞ。

山本推進委員 非農地証明をつけて法務局に出し、法務局の登記官がどう判断するかですよ。今、現場の写真を付けて出すかと思ひます。殆ど山林に地目変更になると思ひます。原野になる可能性もありますが。雑草と灌木が生育する土地は原野となっているので。

宅地、畑、田んぼ、水道用地、運河用地とかいっぱいあるわけですよ。それに該当しないところが雑種地の地目で法務局が取り扱いをしています。審査して法務局の登記官がどう判断するかですね。

中塘推進委員 はい、ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

議 長 事務局お願いします。

事務局 法務局も現地の確認を行いますので、法務局が山林と判断したならば登記も山林に変わっていきます。

議 長 はい、ありがとうございました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

上村推進委員 はい。

議 長 はい、上村推進委員お願いします。

上村推進委員 非農地化についての最終判断というのは、法務局がするわけですか。
農業委員会で例えばこれは山林ですよという形で可決されましたと、それを持って法務局へ申請したら法務局が確認して追認するのではなくて、最終判断は法務局が行うのですかね。

山本推進委員 はい。

議 長 山本推進委員お願いします。

山本推進委員 審査して、あとは登記官がここは山林じゃないと判断するならばだめですよ
ね。

上村推進委員 はい。

議 長 上村推進委員お願いします。

上村推進委員 農業委員会の権利はないという事ですかね。

山本推進委員 はい。

議 長 山本推進委員お願いします。

山本推進委員 農業委員会は非農地として、あとは地目を何にするかは現場とかで登記官が
判断するということですよね。

上村推進委員 はい。

議 長 上村推進委員お願いします。

上村推進委員 これが山林というかたちで可決されたと、それを持って法務局で確認したら
これは山林じゃない雑種地や農地と判断したらどうなるのですかね。

山本推進委員 はい。

議 長 山本推進委員お願いします。

山本推進委員 それはないと思いますね。現場を見に行きますから。そして今は写真を付け
ますからね。

上村推進委員 はい。

議 長 上村推進委員お願いします。

上村推進委員 確認するというのは追認の確認ですか。

山本推進委員 はい。

議 長 山本推進委員お願いします。

山本推進委員 追認するというか、登記地目自体を法務局で決めることですから。

議 長 事務局お願いします。

事務局 農業委員会から非農地通知一覧を法務局へ送りまして、これを基に法務局は現地を確認して職権で登記を行うかたちになります。最終判断は地目の変更は法務局になります。

上村推進委員 はい。

議 長 上村推進委員お願いします。

上村推進委員 最終判断は法務局ということですね。
はい、わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 20 号につきまして承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第20号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第11、議案第21号「農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について」を上程し、議題と致します。
議案第21号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 21 号農地法第 52 条第 1 項の規定による農地賃借料情報の提供について
農地法第 52 条第 1 項の規定により農地賃借料情報を別紙のとおり提供してよろしいか、農業委員会の意見を求める。
令和 6 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
提案理由、農地法第 52 条第 1 項の規定により農地賃借料情報を定めるため

農業委員会の意見を求める。

続いて説明いたします。議案の 52 ページです。

農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、各農業委員会が賃借料の目安になるものを調査し、実勢の賃借料の情報を提供することになりました。農地法第 52 条第 1 項の規定に基づき提案するものです。52 ページの賃借料情報につきましては、宇城市における令和 5 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料の 10 a あたりの平均額をもとに、地域の実情を勘案した額となっております。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 21 号について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 挙手多数です。よって議案第21号について、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、許可不要転用届について、事務局より報告をお願いします。

事務局 53 ページの許可不要転用届につきましては、現地確認後、不要許可転用届済証明書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 4 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 （午後 5 時 06 分）職務代理者の号令による、起立、礼。

